

公益財団法人徳島県福祉基金

令和3年度助成事業募集要項

1 助成の目的

徳島県福祉基金は、徳島県内において社会福祉の振興に寄与する事業に対して助成を行います。

主な助成事業は、新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事业等であり、活動費助成を通じて、徳島県における民間福祉活動の活性化を図り、福祉の向上に寄与することを目的としております。

2 助成総額

1, 100万円

3 募集期間

令和2年10月19日（月）から12月18日（金）まで

4 事業実施期間

令和3年度内に完了する事業

5 助成事業及び助成対象者

徳島県内において、（1）新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事业（2）直面する地域福祉課題解決のための企画提案事業（3）地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業を行うものとします。

詳しくは、次表を参照してください。

助成事業	助成活動内容	助成対象者
1 新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事业	① 独身男女の出会い・結婚を支援する活動 ② 子育て支援を図る活動 ③ 高齢者の生きがいがづくりや社会参加を図る活動 ④ 障がい者のスポーツ、芸術の振興、自立と社会参加を図る活動	徳島県内において、社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体 (法人格の有無は問わないが非営利団体であること。)
2 直面する地域福祉課題解決のための企画提案事業	⑤ 外国人が住みやすい地域づくりや社会参加を図る活動 ⑥ ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する活動 ⑦ その他社会福祉の発展に寄与する活動	
3 地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業	・地域活動支援センター等利用者の社会参加を行う活動	

6 助成限度額等

助成事業	助成限度額等
1 新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事业	助成限度額：1団体につき70万円以内
2 直面する地域福祉課題解決のための企画提案事業	対象経費：助成事業を実施するために必要な経費
3 地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業	助成限度額：1団体につき10万円以内 対象経費：助成事業を実施するために必要な経費

7 助成対象外事業及び経費

次の事業及び経費は、**助成対象外**となりますので、ご注意ください。

- (1) 国や地方公共団体が主催(共催)の事業、又は国や地方公共団体の助成を受ける事業
- (2) 既存事業(自主財源による事業を除く。)で財源振替と認められる事業
- (3) 申請年度の前年度に同一事業内容(地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業を除く。)で福祉基金からの助成を受けた事業
- (4) 取得経費(土地、建物等)、施設整備経費、法人又は団体の運営経費(職員給与、役員報酬、家賃、食糧費、光熱水費等)、備品購入経費(車、パソコン等)、大会運営経費等

※ イベント等開催時の感染症予防対策に必要な消耗品も対象経費にできます。

8 応募書類等

助成金交付申請書等及び助成金交付規程は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.fukushi-center.jp/kikin/>

9 選定方法及び公表

- (1) 令和3年度助成対象事業等の選定は、審査評価委員会における審査を経た上で、採否を決定します。
- (2) 選定結果については、令和3年3月下旬(予定)に助成団体に連絡するとともに、ホームページにおいて公表します。

※ 助成金交付申請を行うとき、定款・規約・会則等の提出もお願いします。

10 お問い合わせ先

公益財団法人 徳島県福祉基金事務局
徳島市南矢三町2丁目1-59
徳島県立障がい者交流プラザ1階
電話 088-631-1200 ファクシミリ 088-631-1300

※ 事務所を令和2年4月に移転したのでご注意ください。